

第2期
山形県ギャンブル等依存症対策推進計画
(案)

令和7年〇月

山 形 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 ギャンブル等依存症の定義等	2
5 推進体制	2
第2章 ギャンブル等依存症問題に関する現状と課題	4
1 山形県内のギャンブル等の実施状況	4
（1）山形県内の公営競技の状況	4
（2）山形県内の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数 及び機械設置台数の状況	5
2 ギャンブル等依存症の状況	6
（1）国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況	6
（2）県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況	6
（3）精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況	7
（4）医療機関におけるギャンブル等依存症の診療実績	9
3 ギャンブル等依存症に起因する様々な問題の状況	10
（1）ギャンブル等に起因する多重債務相談の状況	10
（2）犯行の動機がギャンブル等依存である刑法犯の総検挙件数の状況	10
4 ギャンブル等依存症への支援体制	11
（1）山形県依存症専門医療機関	11
（2）山形県精神保健福祉センター	11
（3）ギャンブル等依存症の自助グループ等	12

5	第1期計画における取組と評価	12
	(1) 不適切なギャンブル等を予防する取組及びギャンブル等依存症の 正しい理解を深めるための普及啓発の推進	12
	(2) 相談・治療・回復のための支援体制の充実	12
	(3) 連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進	13
第3章	計画の基本的考え方	14
1	基本理念	14
2	取組にあたり留意する視点	14
3	基本的な方向性	15
第4章	具体的な取組	16
1	予防教育・普及啓発の強化	16
2	相談支援	17
3	治療支援	19
4	民間団体との連携	20
5	社会復帰支援	20
6	依存症対策の基盤整備	20
	(1) 連携協力体制の構築	20
	(2) 人材の育成・確保	20
資料編		
■	ギャンブル等依存症対策基本法	22
■	医学的診断基準	29
①	ICD - 10	29
②	DSM - 5	30

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等は、多くの人々が、趣味の一つとして健全に楽しんでいる一方で、過度にのめり込むことにより、本人やその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるだけでなく、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を引き起こすおそれがあります。

また、ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があり、適切な支援によって回復可能であるにも関わらず、当事者や家族が問題の深刻さを認識しにくいことに加え、対応に当たる医療機関や相談支援体制が十分ではないこと、治療や相談支援等に必要な情報を得にくいこと等の理由から、ギャンブル等依存症である者やその家族等に対する支援が必ずしも十分でない現状にあります。

このような状況のもと、国においては、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とした「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）」を制定し、平成30年10月に施行するとともに、政府は、平成31年4月、同法に基づく「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

本県においても、基本法の規定により、国の計画を基本とするとともに、本県のギャンブル等依存症対策に関する現状と課題、施策の方向性を明確にし、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため計画期間を令和4年度から令和6年度とする「山形県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。令和6年度は、第1期計画の最終年度であり、第1期計画の評価やギャンブル等依存症対策の取組の変化等を踏まえ、「第2期山形県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。

なお、平成27年9月、国連の「持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（以下「SDGs」という。）」が策定されました。SDGsの17の目標には「すべての人に健康と福祉を」等が含まれ、その理念は本計画とも共通するため、この趣旨も踏まえて、ギャンブル等依存症対策に取り組んでいきます。



2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第13条第1項に規定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」に位置づけるものであり、「山形県保健医療計画」、「山形県アルコール健康障害対策推進計画」等との調和を図りつつ、本県のギャンブル等依存症対策の基本的な考え方や方向性及び対策を推進するための取組を明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和9年度までの3か年計画とします。最終年度に、この期間の取組を評価し、計画の見直しを行うこととします。

4 ギャンブル等依存症の定義等

本計画では、ギャンブル等依存症対策の対象を医学的疾患概念である「病的賭博（ICD-10）」、「ギャンブル障害（DSM-5）」に限らず、基本法と同様に「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」とし、その状態にある者をギャンブル等依存症当事者とします。

5 推進体制

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係機関・団体による包括的な連携協力体制を構築する必要があります。

そのため、関係機関・団体等で構成する山形県ギャンブル等依存症対策連携会議を開催し、各取組に関する情報の共有、課題に関する検討、関係者の連携推進、本計画の進捗管理等を実施しながら、本県におけるギャンブル等依存症対策を推進していきます。

【参考】依存症について（厚生労働省 みんなのメンタルヘルス総合サイトより）

○「依存症」とは

依存症は、日々の生活や健康、大切な人間関係や仕事などに悪影響を及ぼしているにも関わらず、特定の物質や行動をやめたくてもやめられない（コントロールできない）状態となってしまいます。依存症にはアルコールやニコチン、薬物などに関連する物質依存症とギャンブル等の行動や習慣に関連する行動嗜癖があります。これらは、特定の物質や行動を続けることにより脳に変化が起きることにより症状が引き起こされる病気で、本人のこころの弱さのために起きている現象ではありません。

日本では、アルコール依存症：約10万人、薬物依存症：約1万人、ギャンブル等依存症：約3,000人が病院で治療を受けています。依存症は本人も依存症と気づいていないことが多いため、患者さんの数と治療者数の間に大きな差が生じているのです。

○依存症の特徴

依存症の特徴として以下のようなものがあります。

- ・やめたくてもやめられない（コントロールできない）
「今日は止めよう」と思ってもやってしまう
適当なところで切り上げることができない
自らの意思ではどうしようもない
- ・徐々に悪化してしまう
放置すればどんどん進行する
- ・考え方が極端になってしまう
家族・仕事・将来設計等、生活の全てに優先してのめり込む
- ・問題を否認する
借金・家庭内の問題などの現実を見ない、事態の過小評価、
事実を認めず攻撃的になる等
- ・家族を巻き込んでしまう
家族が悩み、依存症者に注意する一方、借金の肩代わりを行う等の
目の前の問題解決に奔走し、身体面・心身面・金銭面で疲弊していく

第2章 ギャンブル等依存症問題に関する現状と課題

1 山形県内のギャンブル等の実施状況

(1) 山形県内の公営競技の状況

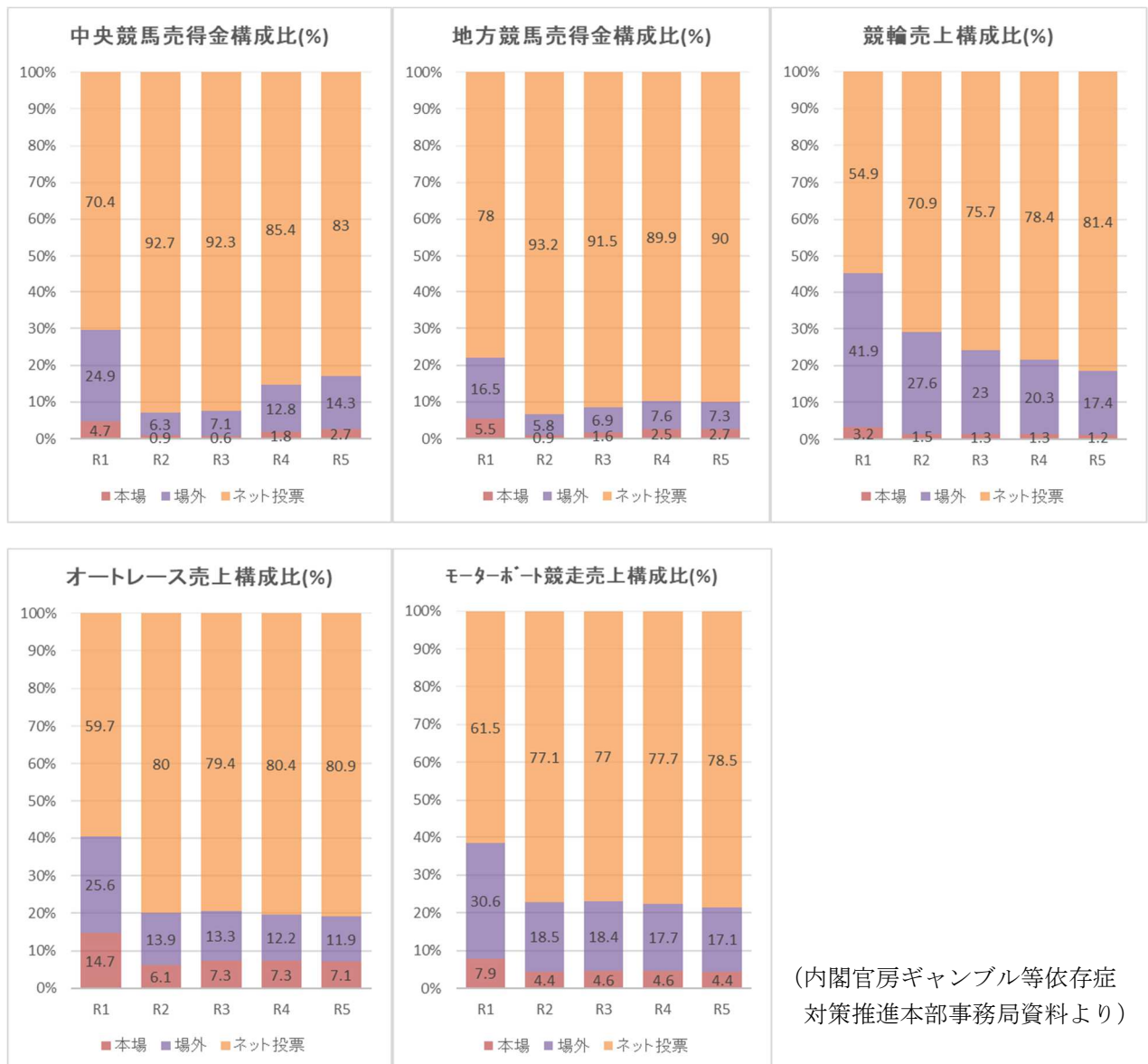
県内に公営競技場はありませんが、競馬の場外券販売所が2か所開設されています。

また、多くの公営競技は、インターネットや電話での投票が可能であり、レースのライブ映像をテレビ、パソコン、スマートフォン等で閲覧できる環境が整っています。

近年、特にコロナ禍以降、インターネット投票の割合が増加しており、全国的な対応が求められます。また、インターネットを介したギャンブル等を含めての予防教育、啓発が必要です。

【参考】全国の公営競技におけるインターネット投票の状況

○公営競技の売得金構成比の推移（令和元年～5事業年度）（図1）



(内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局資料より)

(2) 山形県内の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数及び機械設置台数の状況

山形県内の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数及び機械設置台数の推移は図2のとおりです。令和5年末現在70店舗、29,619台となっており、店舗数、遊技機設置台数ともに減少傾向にあります。

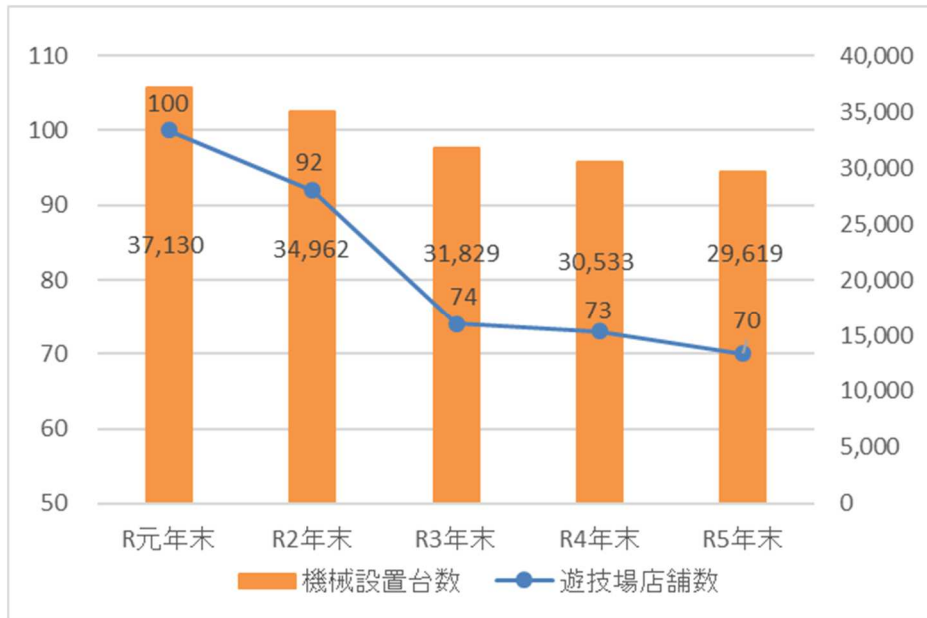


図2 【県内の遊技場店舗数及び機械設置台数】

(全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ等より)

2 ギャンブル等依存症の状況

(1) 国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況

令和5年度に久里浜医療センターが実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査（令和6年10月報告）」によると、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（PGSI 8点以上※）の割合は、全体1.7%、男性2.8%、女性0.4%と推計されています。

また、令和2年度に実施された同機関による実態調査（令和3年8月報告）においても、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（PGSI 8点以上※）の割合は、全体1.6%、男性2.8%、女性0.4%と推計され、割合に変化は見られません。

表1 過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合（%）

	全体	男性	女性
令和2年度調査	1.6	2.8	0.4
令和5年度調査	1.7	2.8	0.5

※ PGSI：ギャンブル問題の自記式スクリーニングテストで、海外の多くのギャンブル問題に関する調査で用いられているもの。8点以上の場合、問題ギャンブラーと分類される。

(2) 県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況

本県において、ギャンブル等依存の状況について調査した資料はありませんが、上記(1)の実態調査による推計値を、単純に本県の18歳～74歳人口にあてはめた場合、本県において過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者は、約12,000人と推計されます。

(3) 精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況

精神保健福祉センター及び各保健所では、ギャンブル等依存症についての相談を受けています。

① 精神保健福祉センター

全国の精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症についての相談件数は、年々増加しています。(図3)

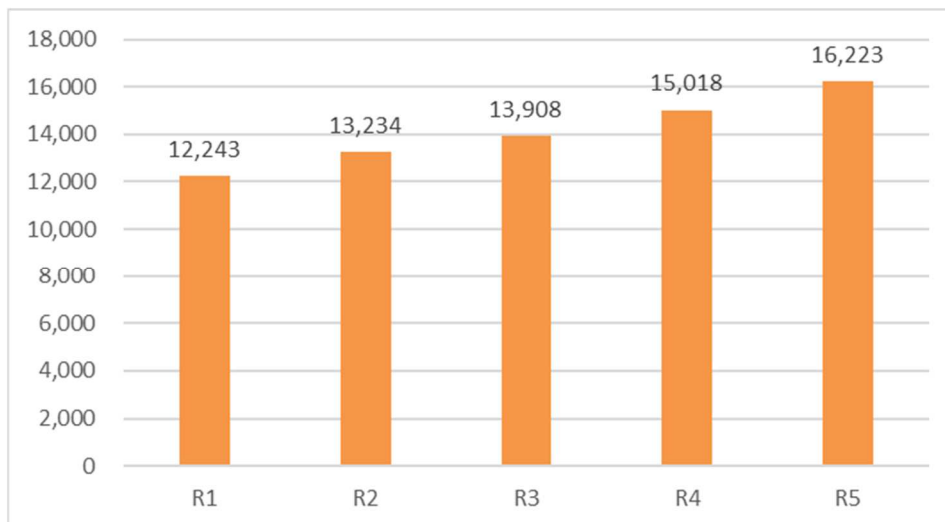


図3【全国の精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症の相談件数】
(衛生行政報告例)

県精神保健福祉センターにおける相談対応件数は、図4のとおりであり、年度により増減はありますが、増加傾向にあり、特に令和6年度は4月から12月までで、令和5年度の1.7倍になっています。

本県では、当センターを依存症相談拠点として位置付けており、今後も相談件数の増加が見込まれます。

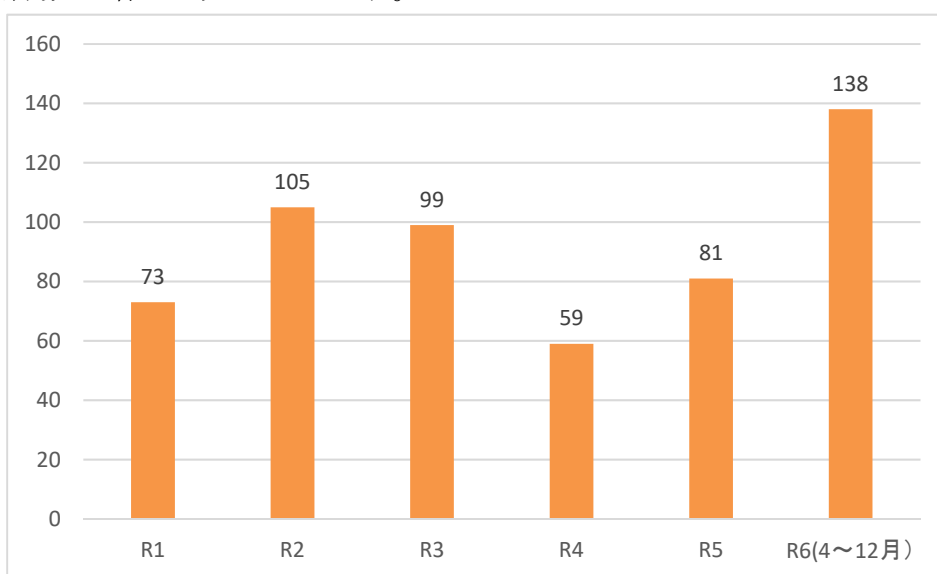


図4【山形県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症の相談件数】
(衛生行政報告例)

② 保健所

全国の保健所におけるギャンブル等依存症についての相談件数は、年度により増減はありますが、令和4年度は大幅に増加しています。(図5)

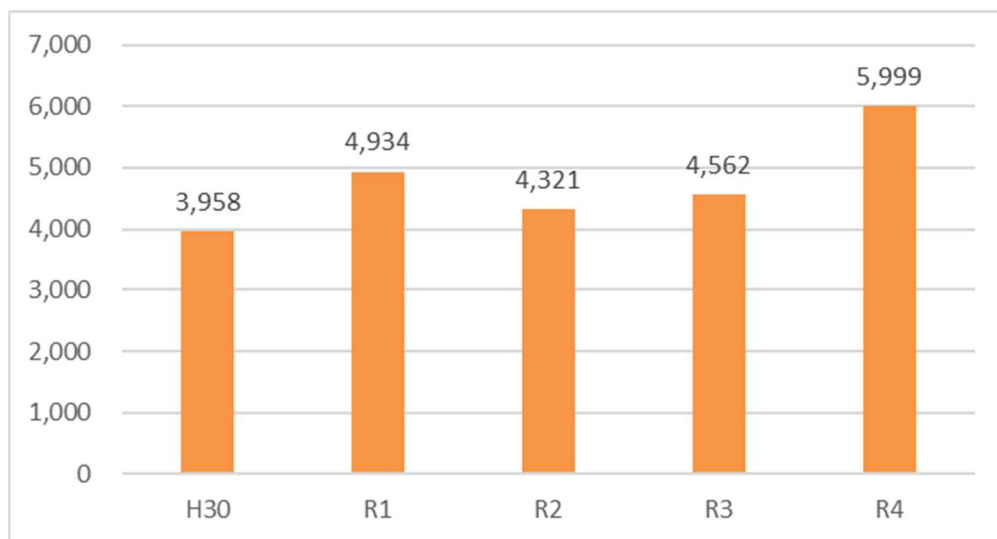


図5 【全国の保健所におけるギャンブル等依存症の相談件数】
(地域保健・健康増進事業報告)

本県の保健所における相談件数は、図6のとおりです。年間30件未満で推移しています。

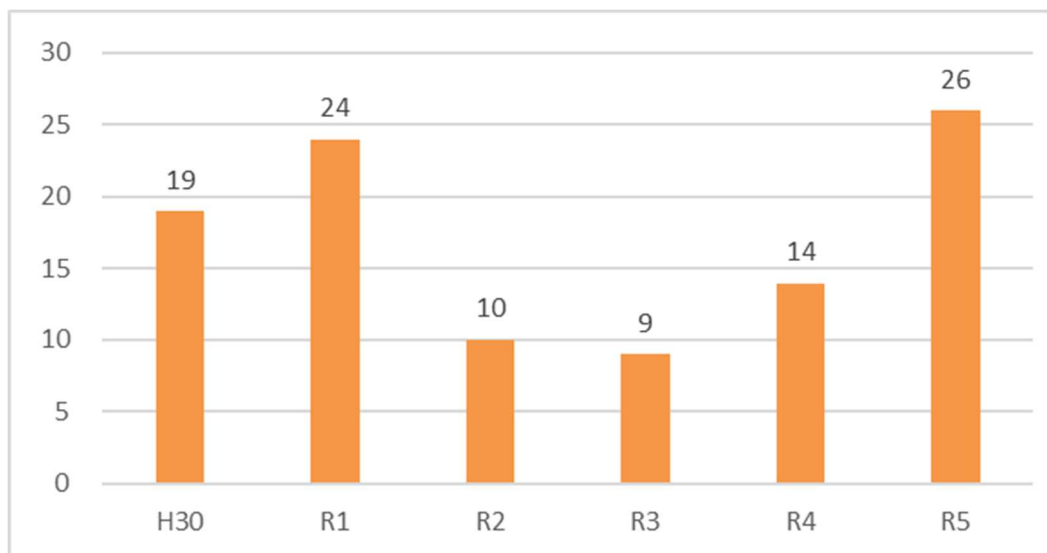


図6 【山形県の保健所におけるギャンブル等依存症の相談件数】
(地域保健・健康増進事業報告)

(4) 医療機関におけるギャンブル等依存症の診療実績

山形県依存症専門医療機関におけるギャンブル等依存症の外来受診患者の診療実績は、年々増加してきています。(表2) また、年齢別年度別で見ると、30歳代が最も多く次いで40歳代、20歳代と若い世代で受診者数が多くなっています。

表2 山形県依存症専門医療機関における診療実績 (県障がい福祉課調べ)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来受診患者数 (人)	21	31	41

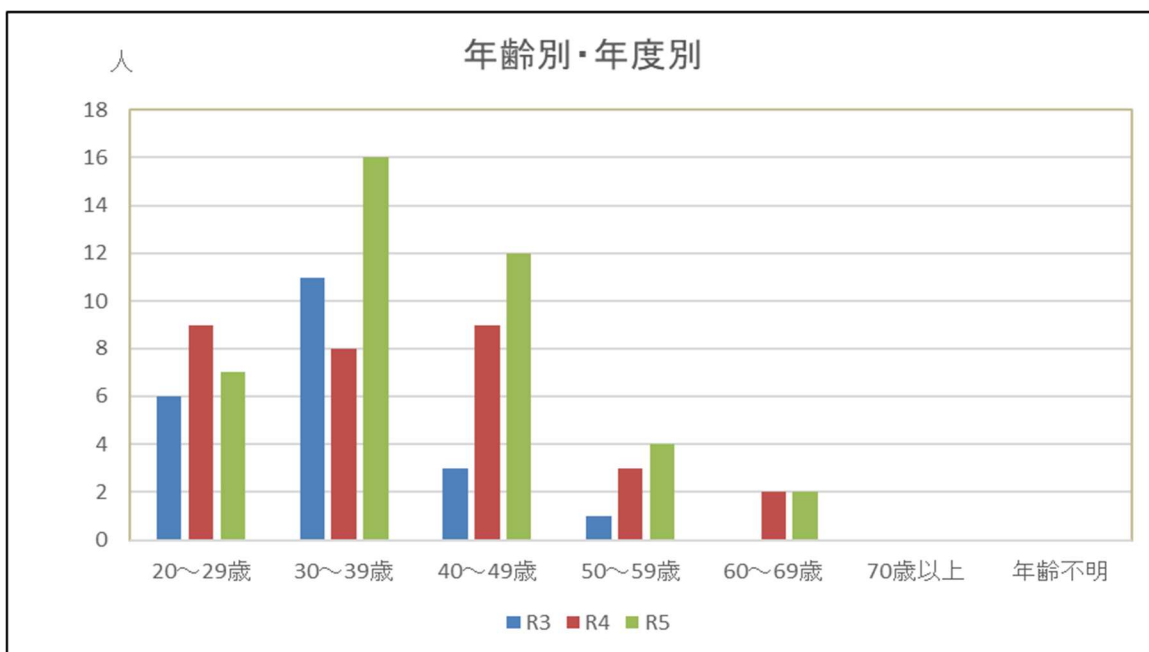


図7 山形県依存症専門医療機関における診療実績 (県障がい福祉課調べ)

3 ギャンブル等依存症に起因する様々な問題の状況

(1) ギャンブル等に起因する多重債務相談の状況

山形財務事務所における多重債務相談件数は、表3の通りです。ギャンブル等に起因する相談は10件未満、構成比としても1割未満で推移しています。

表3 山形財務事務所における多重債務相談の受付状況 (東北財務局 HP)

	R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
商品・サービス購入	26	23.0	29	25.4	23	22.5	22	25.3	25	26.9
事業資金の補填	23	20.4	18	15.8	3	2.9	10	11.5	15	16.1
住宅ローン等の返済	13	11.5	17	14.9	14	13.7	4	4.6	13	14.0
低収入・収入の減少	18	15.9	16	14.0	25	24.5	21	24.1	22	23.7
ギャンブル・遊興費	2	1.8	8	7.0	8	7.8	7	8.0	6	6.5
保証・借金肩代わり	8	7.1	6	5.3	14	13.7	9	10.3	4	4.3
本人・家族の病気等	9	8.0	3	2.6	2	2.0	2	2.3	1	1.1
その他・不明	14	12.4	17	14.9	13	12.7	12	13.8	7	7.5
合計	113	-	114	-	102	-	87	-	93	-

(2) 犯行の動機がギャンブル等依存である刑法犯の総検挙件数の状況

全国の刑法犯の総検挙件数は減少していますが、ギャンブル等依存が犯行の動機である刑法犯の数は、増加傾向となっています。(図8)

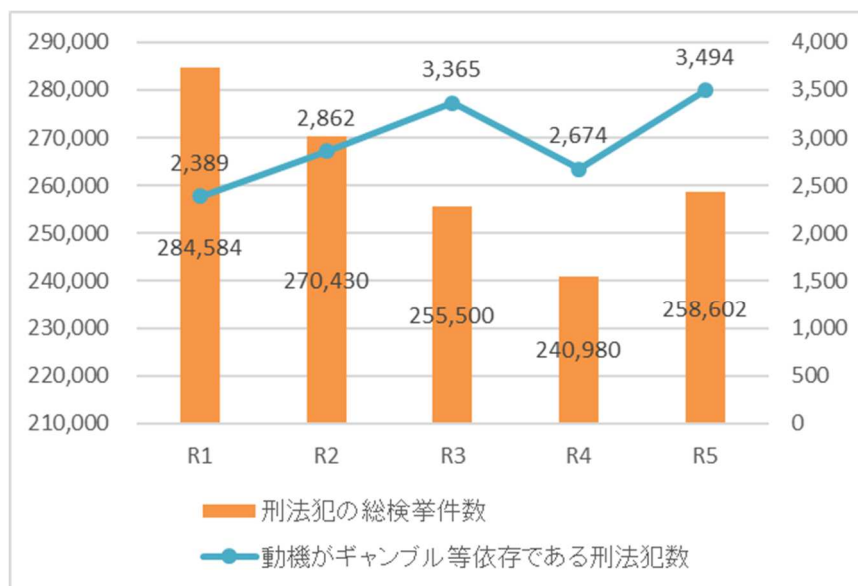


図8 刑法犯の総検挙件数 (犯罪統計書 (警察庁 HP))

4 ギャンブル等依存症への支援体制

(1) 山形県依存症専門医療機関

本県では、令和6年3月末時点で、ギャンブル等依存症専門医療機関3医療機関を選定しています。(表4)

また、専門医療機関においては、県関係機関における依存症関連事業に対し必要な連携、協力を行うこととしており、相談機関と専門医療機関が連携した支援体制の推進に取り組んでいます。

表4 山形県依存症専門医療機関

医療機関名称	対象の依存症
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	アルコール健康障害
社会医療法人公徳会 若宮病院	アルコール健康障害、 <u>薬物依存症</u> <u>ギャンブル等依存症</u>
社会医療法人二本松会 かみのやま病院	アルコール健康障害
医療法人社団斗南会 秋野病院	アルコール健康障害
社会医療法人公徳会 佐藤病院	アルコール健康障害 <u>ギャンブル等依存症</u>
医療法人山容会 山容病院	アルコール健康障害、 <u>薬物依存症</u> <u>ギャンブル等依存症</u>

(2) 山形県精神保健福祉センター

県では、令和2年4月に、県の精神保健福祉センターを依存症相談拠点として位置付け、相談対応と回復支援の拠点として、依存症専門医療機関と連携しながら以下の事業を実施しています。

① 依存症相談会の実施

依存症に関する問題に悩む家族や当事者の面談を実施し、アセスメントや助言を行い、必要に応じて支援機関へとつないでいます。

② 家族学習会の実施

依存症について、同じ悩みをもつ家族の皆さんと、家族のかかわり方(対処法)を考え、学んでいくための学習会を開催しています。

③ ギャンブル障害回復プログラム(SAT-G)の実施

※SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder : 島根ギャンブル障害回復トレーニングプログラム)

島根県立心と体の相談センターにおいて開発された、ギャンブル障がいの治療プログラム。全国の精神保健福祉センター等で広く用いられている。

(3) ギャンブル等依存症の自助グループ等

県内には、当事者やその家族が、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支えあうことを目的としたGA（ギャンブラーズ・アノニマス）やギヤマノン等の自助グループがあり、定期的にミーティング等を開催しており、また、令和6年8月に「全国ギャンブル依存症家族の会山形」が発足し、さらなる連携が期待されます。

5 第1期計画における取組と評価

第1期計画では、次の3つの項目を基本的な方向性として取組みを進めてきました。

(1) 不適切なギャンブル等を予防する取組及びギャンブル等依存症の正しい理解を深めるための普及啓発の推進

【取組】

- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日～20日）において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、各種相談窓口や医療機関等において、依存症に関するパンフレット等を配布し啓発に努めました。
- ・ギャンブル等関係事業者においては、啓発ポスターの掲示やホームページへの掲載などにより、普及啓発を行いました。

【評価】

- ・上記の取組により、一定程度の普及啓発にはつながっていると考えられるが、依然として依存症に関する正しい知識と理解はまだまだ得られておらず、偏見や差別もあり、本人やその家族が適切な治療や支援に結びついていない状況にあります。
- ・関係機関と連携しギャンブル等依存症問題啓発週間等において、依存症に関する正しい知識の普及啓発を行っていく必要があります。

(2) 相談・治療・回復のための支援体制の充実

【取組】

- ・相談拠点である精神保健福祉センター、保健所等において、ギャンブル等依存症に関する相談支援を実施しました。
- ・精神保健福祉センターにおいては、専門医療機関や自助グループ等と連携し、依存症相談会、家族学習会、ギャンブル障害回復プログラムを実施しました。
- ・ギャンブル等依存症に対応した専門医療機関を3か所指定しました。

【評価】

- ・精神保健福祉センターや保健所等において相談業務を担い、関係機関との連携、相談から治療、回復支援につなげる支援体制の構築を図っていますが、依然として本人や家族が相談窓口にとどり着かず、必要な支援につながらないケースも少なくありません。

- ・疾患の特性を踏まえ、関係機関と連携し支援体制の強化を図っていく必要があります。

(3) 連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進

【取組】

- ・山形県ギャンブル等依存症対策連携会議や精神保健福祉センター主催の研修会等を通じて、関係機関との情報共有を図りました。
- ・依存症対策全国拠点機関等が実施する専門研修に関する情報提供のほか、精神保健福祉センターにおいて、県内の支援者を対象とした研修会を実施するなど、支援者の知識や支援技術の向上を図りました。

【評価】

- ・様々な機関の支援者が、ギャンブル等依存症への対応について知識が十分ではないため、対応に苦慮している状況にあります。
- ・連携会議や研修会等を通じて、関係機関との情報共有を行うとともに、依存症対策全国拠点機関等が実施する研修に関する情報提供、精神保健福祉センターでの支援者を対象とした研修会の実施を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

基本法第3条及び基本計画を踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策の基本理念を次のように定めます。

(1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症対策においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することが基本法の基本理念の一つとされています。

(2) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮がなされることも、基本法の基本理念の一つとされています。

(3) アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をすることとされています。本県では、平成28年に山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例を制定し、平成31年には山形県アルコール健康障害対策推進計画を策定しているところであり、こうした施策と本計画に基づく取組との連携について配慮していきます。

2 取組にあたり留意する視点

本県の実情等を踏まえ、取組にあたっては次の3つの視点に留意していくこととします。

- (1) 予防対策への重点化
- (2) インターネットを介したギャンブル等依存症
- (3) 家族への支援

3 基本的な方向性

基本理念や第1期計画の取組状況と評価を踏まえ、次の3つの方向性に基づいて、ギャンブル等依存症対策を推進していきます。

(1) 不適切なギャンブル等を予防する取組及びギャンブル等依存症の正しい理解を深めるための普及啓発の推進

ギャンブル等依存症を含む依存症全般について、誰もがなり得る可能性がある病気であることや、適切な医療や支援によって回復が可能であること等の正しい知識の普及に努めていきます。関係事業者等による予防措置や学校や職場等における予防教育を通じて、不適切なギャンブル等を防止する取組を推進します。

(2) 相談・治療・回復のための支援体制の充実

ギャンブル等依存症である者及び家族等を、早期に適切な支援につなげるために、精神保健福祉センターや保健所において相談支援を行っていきます。

治療回復プログラムの普及や、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の拡大のための必要な調整を行っていきます。また、自助グループ等民間団体との連携を深めつつ、その活動の広がり支援していきます。

(3) 連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進

医療機関、相談機関、自助グループを始めとする民間団体との相互の連携を図り、ギャンブル等依存症である者やその家族等の相談・治療・回復を切れ目なく支援できる体制を構築していきます。

ギャンブル等依存症である者が適切な医療を受けられるよう、専門医療機関の選定及び拡充に努めるとともに、各種研修会の開催等を通じて、ギャンブル等依存症に適切に対応できる支援者を養成します。

第4章 具体的な取組

1 予防教育・普及啓発の強化

(行政)

- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日～20日)などの機会を通じ、ポスター、リーフレット、県ホームページ等で、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を図っていきます。

[県障がい福祉課、精神保健福祉センター]

- ・県ホームページ等を活用し、インターネットを介したギャンブル等の特徴やリスクなどの普及啓発を図っていきます。

[同上]

- ・高等学校学習指導要領では、ギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げています。文部科学省が作成した教師用指導資料(ギャンブル依存、ゲーム依存を掲載)の活用促進を図るとともに、教職員等の研修会を実施し、ギャンブル等依存症を始め、現代的な健康課題について理解増進を図ってまいります。

[県教育局]

(警察)

- ・県遊技業協同組合の総会や健全営業大会等において、講話により啓発を行っていきます。

(ギャンブル等関係事業者)

- ・場内に全国公営競技施行者連絡協議会からのギャンブル依存症防止啓発ポスターを掲示します。

[公営競技団体]

- ・ポスター等宣伝用掲示物には、地方競馬主催者と日本中央競馬会が共に使用している「馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び」の記載あるものを使用し、広告宣伝活動と同時に依存症への注意喚起を行っていきます。

[同上]

- ・警備関係者に入場拒否申請者(本人からの申請)の周知を図り、入場拒否を確実に行います。

[同上]

- ・18歳未満の者の客としての立入禁止について、入り口にその旨の表示、カウンターの賞品交換所に年齢確認シートを設置します。また、18歳未満の可能性のある方に対し、身分証明書等の年齢確認書類により確認します。

[遊技業協同組合]

- ・広告宣伝活動では、チラシに共通標語の「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」(のめり込み防止標語)と「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」(18禁標語)を記載するとともに、チラシの紙面全体の面積に対しておよそ20%のサイズとなるよう指導します。

[同上]

- ・自己申告・家族申告プログラムの普及のため、全ホールに両プログラムのマニュアルを導入し、申込書の備付とポスター・リーフレットを掲示・備付し、周知を図っていきます。

[同上]

- ・依存防止対策の講習を受けた従業員を安心パチンコ・パチスロアドバイザーとして全ホールに配置します。

[同上]

- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日～20日）」を中心に、遊技客に対してポスター等による広報啓発を行います。 [同上]
- ・子どもの事故防止、子連れ入場禁止ポスター掲示、店内アナウンスによる広報啓発を行います。 [同上]

あなたを
支えてくれる
人がいます

それは
ギャンブル等依存症
かもしれません

ギャンブルがやめられない、
とめられない、苦しい！

一人で悩まず、
家族で悩まず、
まず！相談機関へ

ギャンブル等依存症とは
ギャンブル等（賭博等の公営競技や
ばらんと等）のやり過ぎなどにより
日常生活や社会生活に支障が
生じている状態のことをいいます。

ギャンブル等依存症問題啓発週間
5月14日～5月20日

依存症対策全国センター 相談窓口

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症問題啓発週間 啓発ポスター
【令和5年度】（内閣官房）

ギャンブルがやめられない、
とめられない、苦しい！それは
ギャンブル等依存症
かもしれません
ギャンブル等依存症は回復できます

一人で悩まず、
家族で悩まず、
まず！
相談機関へ

ギャンブル等依存症問題啓発週間
5月14日～5月20日

依存症対策全国センター 相談窓口

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症問題啓発週間 啓発ポスター
【令和6年度】（内閣官房）

2 相談支援

（行政）

- ・公営競技のインターネット投票について、ギャンブル等依存症の当事者や支援者が、仕組みやアクセス制限の方法等を学ぶ機会を設けていきます。 [県障がい福祉課]
- ・精神保健福祉センター及び各保健所において、ギャンブル等依存症の当事者だけではなくその家族等からの相談へ対応していきます。また、必要に応じて、医療機関や自助グループ等に関する情報提供を行い、必要な支援につないでいきます。 [精神保健福祉センター、保健所]
- ・依存症相談会、家族学習会、ギャンブル障害回復プログラム（SAT-G：島根ギャンブル障害回復トレーニングプログラム）を実施していきます。 [精神保健福祉センター]
- ・山形財務事務所の「ギャンブル依存症等でお悩みの方の借金と心の無料相談会」への協力を行っていきます。 [同上]

- ・自立相談支援機関において、ギャンブル依存症を原因とする生活困窮について相談を受けた場合には、支援先についての情報提供を行っていきます。

[県地域福祉推進課]

- ・多重債務を含む消費生活相談窓口を全市町村に設置し、相談支援を行うとともに、福祉・税務を含めた市町村担当者等を対象に多重債務相談市町村等担当者研修会を毎年開催していきます。

多重債務を含む消費生活相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、適切な専門機関につなぐことができるよう、消費生活相談員向けの相談対応マニュアルの周知を図るほか、国の研修への参加等を通じてギャンブル等依存に対する理解や知識を深め、消費生活相談窓口における対応力を向上させていきます。

[県消費生活・地域安全課]

(ギャンブル等関係事業者)

- ・本人やその家族から相談を受けた場合には、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」が対応し、自己申告・家族申告プログラムに則り、1日に使える上限金額や遊技時間、入店制限等の申込みを受け、従業員間情報を共有し全面的にサポートしていきます。また、「ぱちんこ依存問題相談機関認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク」はじめ、県精神保健福祉センター等への紹介と相談も勧めていきます。

[遊技業協同組合]

○山形県内で活動するギャンブル等依存症の自助グループ

<p>【当事者】 GA（ギャンブラーズ・アノニマス） 山形グループ</p>	<p>会場：山形市福祉総合センター （山形県山形市城西町 2-2-22） 日時：毎週水曜日 19：30～21：00、 毎週日曜日 18：30～20：30</p> <p>連絡先や詳細は、HPをご確認ください。 http://www.gajapan.jp/index.html</p>
<p>【家族・友人】 ギヤマノン山形グループ</p>	<p>会場：山形市福祉総合センター （山形県山形市城西町 2-2-22） 日時：毎月第1, 3, 5 土曜日 15:30～17:00</p> <p>連絡先や詳細は、HPをご確認ください。 https://www.gam-anon.jp/</p>
<p>【家族】 ギャンブル依存症家族の会 山形</p>	<p>会場：山形市内 等 日時：毎月1回土曜日 13:30～15:30</p> <p>連絡先や詳細は、HPをご確認ください。 https://gdfam.org/yamagata</p>
<p>【家族】 山形さくらんぼステップ （ギヤマノン）</p>	<p>会場：山形市市民活動支援センター （山形県山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 22 階・23 階） 日時：毎週木曜日 19:00～20:30</p> <p>連絡先や詳細は、HPをご確認ください。 https://www.gam-anon.jp/home</p>

3 治療支援

（行政）

- ・依存症専門医療機関を充実し、すでに選定している医療機関については、医療従事者の養成、質の向上を図ります。また、治療拠点機関の選定について検討します。
[県障がい福祉課]
- ・SAT-G 等のギャンブル障害回復プログラムの医療機関への普及を図っていきます。
[精神保健福祉センター]
- ・ギャンブル等依存症の治療に当たる医療従事者に対し、依存症対策全国拠点機関等が実施する研修に関する開催情報を提供し、受講を呼びかけます。
[県障がい福祉課]

4 民間団体との連携

(行政)

- ・相談者に対して、必要に応じて自助グループについての情報提供を行い、自助グループへつながるよう支援します。

[精神保健福祉センター、保健所]

- ・研修会等の機会を活用し、自助グループの活動や体験談の発表の場を設けることで、回復支援における役割等について啓発していきます。

[精神保健福祉センター]

5 社会復帰支援

(行政)

- ・相談者に対して、必要に応じて自助グループについての情報提供を行い、自助グループへつながるよう支援します。

[精神保健福祉センター、保健所] (再掲)

- ・自立相談支援機関において、ギャンブル依存症を原因とする生活困窮について相談を受けた場合には、支援先についての情報提供を行っていきます。

[県地域福祉推進課] (再掲)

- ・ギャンブル等依存症者の復職、就労について、職場に正しい理解や適切な支援が受けられるようハローワーク等と連携していきます。

[県障がい福祉課]

6 依存症対策の基盤整備

(1) 連携協力体制の構築

(行政)

- ・関係機関・団体等で構成する山形県ギャンブル等依存症対策連携会議を開催し、各取組に関する情報の共有、課題についての意見交換、本計画の進捗管理等を行っていきます。

[県障がい福祉課]

- ・依存症専門医療機関に対し、精神保健福祉センター事業への参画を促進することで、依存症専門医療機関との連携強化を図っていきます。また、依存症相談拠点と依存症専門医療機関との相談担当者検討会の開催等を通し、連携事業のあり方について協議していきます。

[精神保健福祉センター]

(2) 人材の育成・確保

(行政)

- ・関係機関等に対し、依存症対策全国拠点機関等が実施している「依存症相談対応指導者養成研修」や「地域生活支援指導者研修」等の専門研修に関する情報を提供し、受講を呼びかけます。

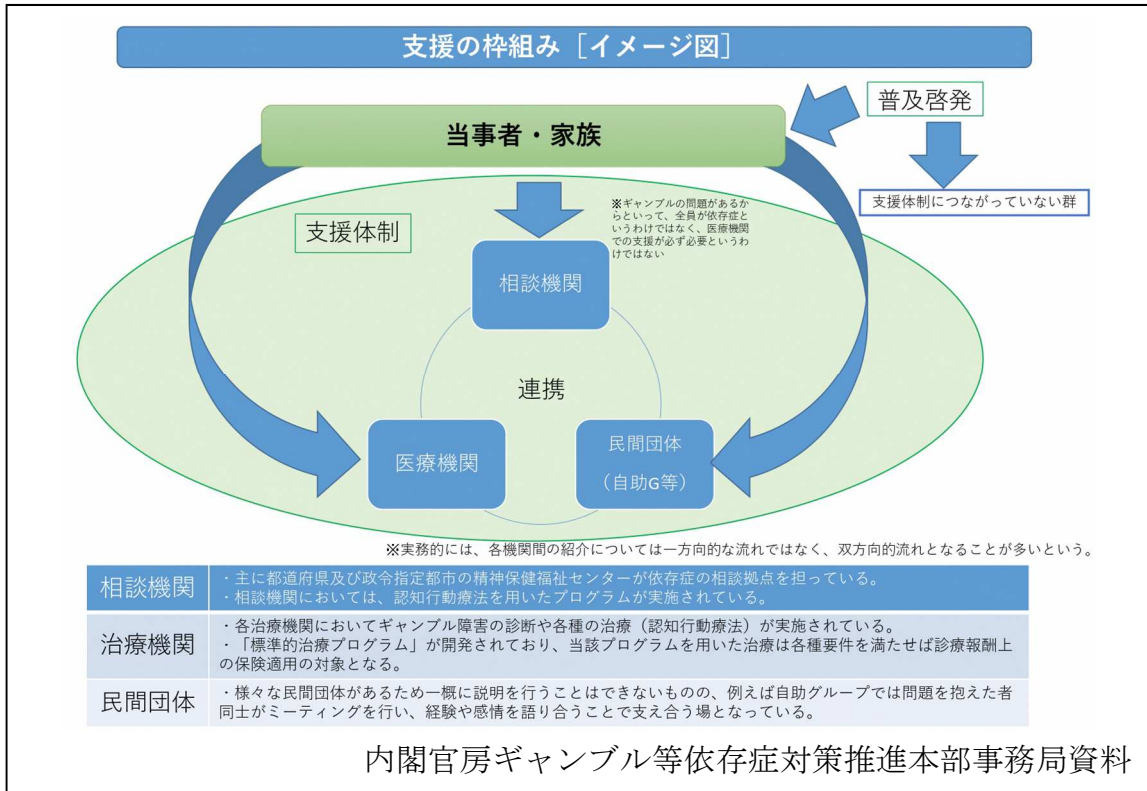
[県障がい福祉課]

- ・依存症専門医療機関、保健所職員等を対象とした支援者養成研修会を開催していきます。

[精神保健福祉センター]

(ギャンブル関係事業者)

- ・安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会の受講・再受講による人材育成
[遊技業協同組合]
- ・パチンコ営業の健全化に資するため健全営業大会を毎年開催し、警察行政講話を受講して依存対策の人材育成を図っていきます。
[同上]



資料編

■ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結

果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の

医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
 - 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
 - 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣
- 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
- 四 総務大臣
- 五 法務大臣
- 六 文部科学大臣

- 七 厚生労働大臣
- 八 農林水産大臣
- 九 経済産業大臣
- 十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にい

う主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

■医学的診断基準

① I C D - 1 0

F63 習慣および衝動の障害

F63.0 病的賭博

この障害は、社会的、職業的、物質的および家庭的な価値と義務遂行を損なうまでに患者の生活を支配する。頻回で反復する賭博のエピソードから成り立っている。

この障害を有する人びとは、自分の仕事を危機に陥れ、多額の負債を負い、嘘をついたり法律を犯して金を得たり、あるいは負債の支払いを避けたりすることがある。患者たちは、賭博をしたいという強い衝動を抑えることが困難であり、それとともに賭博行為やそれを取り巻く状況の観念やイメージが頭から離れなくなると述べる。これらの没頭や衝動は、生活にストレスが多くなると、しばしば増強する。

この障害はまた強迫賭博と呼ばれるが、この用語は、行動が専門的な意味では強迫ではないし、強迫神経症に関連した障害でもないのであまり適切でない。

診断ガイドライン

本障害の本質的な特徴は、持続的に繰り返される賭博であり、それは貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

〈含〉強迫賭博

【鑑別診断】病的賭博は以下のものと区別されなければならない。

- a. 賭博および賭けごと (Z72.6) (興奮を求めての、あるいは金を儲けようとしての頻回の賭博。このカテゴリーの人びとはひどい損失あるいは他の不利な結果に直面すると、おそらくその習慣を抑制するであろう)。
- b. 躁病患者 (F30.-) の過度の賭博。
- c. 社会病質パーソナリティー者 (F 60.2) の賭博 (社会行動のより広い持続的な障害がみられ、攻撃的な行為あるいは他人の幸福や感情に対する関心の著しい欠如を別の形で示す行為として現れる)。

②DSM-5

ギャンブル障害

基準 A. 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る継続的かつ反復性の問題賭博行為で、その人が過去 1 2 カ月間に以下のうち 4 つ（またはそれ以上）を示している。

- (1) 興奮を得たいために、掛け金の額を増やし賭博をする欲求。
- (2) 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる。またはいらだつ。
- (3) 賭博をするのを制限する。減らす、または中止したりするなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある。
- (4) しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること。または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている）。
- (5) 苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに、賭博をすることが多い。
- (6) 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り返しに帰ってくる人が多い（失った金を” 深追いする”）。
- (7) 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく。
- (8) 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
- (9) 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状態を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。

基準 B. その賭博行為は、躁病エピソードではうまく説明されない。

軽度： 4 ～ 5 項目の基準に当てはまる。

中等度： 6 ～ 7 項目の基準に当てはまる。

重度： 8 ～ 9 項目の基準に当てはまる。

基準 A、基準 B を両方同時に満たす場合「ギャンブル障害」と診断される。